

王朝交代と出版

和刻本事林広記から見たモンゴル支配下中国の出版

森 田 憲 司

筆者は、これまで「事林広記」の諸版についての調査をおこない、機会あるごとに報告してきたが（附一・論文リスト参照）、諸本を比較していく過程で、元禄一二年（一六九九）刊行の和刻本が、それ以外の諸本と異なる要素を多く有することに気づかされるのが少なくなかった。筆者の考える現時点での諸本の相互関係については、附二の「諸本関係表」に示したが、極端な言い方をすれば、それ以外の諸本の全て（和刻本と同じ甲一癸集という構成を持つ後至元刊本を含めて）が、一つのグループの中でのヴァリアントであり、和刻本のみが別のグループに属している。

また、和刻本の最大の特徴が、南宋時代の姿を色濃く残していることにあることについては、すでに「和刻本」事

林廣記」について」（森田九三b）で紹介した。和刻本を持つ「宋的なもの」について述べるがこの論文の主題ではないので、ここでは一例を挙げるにとどめるが、例えば、甲集巻一〇・宋朝世系門には、宋の帝室にかかわる詳細な記事が集められている（図一）。このような記事が元朝になつてどのような意味を持ったのかについては、はまだ疑問であることは言うまでもない。

そして、筆者は、この数年来、京都大学人文科学研究所における金文京氏を中心とする共同研究の場で、「事林広記」の内閣文庫所蔵至順刊本を精読する機会を得て、和刻本をめぐるより多くの問題にあらためて気付かされた。ここでは、旧稿で「南宋的なもの」として指摘した個々の事実の他に、和刻本が、版式にかかわる部分でも、元刊本と

しては特異なものを有していることについて紹介し、そこから見出される元朝時代江南における出版に関わる疑問について述べてみたいと考える。なお、問題は版刻の形式にかかわるものが多いが、利用するのは和刻本であり、底本と考えられる泰定刊本の版式をどこまで忠実に模しているのかという疑問も存在する。²⁾しかし、空格、抬頭、改行などを、和刻本が新たに設定することは考えにくく、ここでは底本の版面が再現されているものとして論を進める。また、論文の性格上多くの図版を掲載したが、和刻本については、一九九九年中華書局影印洋装本から、台湾故宮博物院所蔵至順刊本（以下故宮本）については、一九六三年中華書局影印線装本から、図版を作成した。

さて、最初に和刻本について簡単に紹介しておく。上にも書いたように、書末の刊記によれば、この本は元祿二二年に京都で刊行されたものであるが、甲集目録末には底本のものと考えられる

此書因印匠漏失版面已致／有誤 君子今再命工修補／外新增添六十餘面以廣其／傳取書 君子幸垂鑒焉／泰定乙丑仲冬 增補（／は改行、以下同じ）

という刊記が刻されている（他の集の目録末には刊記は存

在しない）。泰定乙丑は、泰定二年（一二三二）であり、現存する『事林広記』のうち、最古のものは故宮博物院と内閣文庫が所蔵する至順刊本とされる本であるから（ただし、二本は異本である）、この刊記を信じるとすれば、和刻本は『事林広記』の最も古い版本を継承していることになる。また先述のように、内容的にも古い段階に他の諸本と分離したと考えられる本文を持つ。全体の構成は、甲一癸の一〇集からなり、各集は四〜三巻に分けられている。こうした構成は、他には後至元六年刊本（北京大学本、書陵部本）に見られるが、後至元本が内容的には他の諸本と共通する場合が多いことは、上述したとおりであり、図二以下の各項目でもそうなっている。

さて、和刻本に含まれる南宋的要素を持つ記事を見ていくうちに、筆者は奇妙なことに気付いた。それがこの論文で紹介しようという点である。すなわち、

一 宋朝への「我朝」、「国朝」、「本朝」と言った語の使用（図二、三、四、五、六）

二 宋朝関係の語句への改行、空格の存在（図七、八、九、一〇、一一）

であり、いずれも元朝時代の出版物としては不自然であ

る。

以下、まず、個々の箇所について簡単に記すとともに、故宮本ではその部分がどうなっているかを比較する。版面上での具体的な姿については、各図版を参照していただきたい。なお、故宮本とは兄弟関係にあたる内閣文庫本は、取りあげた点については、故宮本と一致し、北京大学所蔵後至元六年刊本（以下北大本）についても、「腰帯」の記事が存在しないことを除けば、故宮本と同じであるので、注記は省略した。

図二 甲集卷二・地理門・歴代国都

「十国僭偽悉掃我／宋」と改行までしている。ただし、宋の開封、杭州について述べた後、最後は「至于／大元天下混一盛矣哉」と結ぶ。故宮本（前集卷三・地輿類・歴代国都）では、「十国僭偽悉掃于宋」となっている。

図三 甲集卷四・節令門下・臘月

「本朝王于火」とあり、宋を「本朝」と呼んでいる。また、「本朝」の上が一字空けられている。故宮本（前集卷二・節序類・歳時雜記）では、「宋王于火」とし、以下に元についての記事が付け加えられている。

図四 甲集卷八（和刻本は六に誤る）・歴代門下

「恭帝禪位我 宋太祖」とあって、やはり太祖の前で空格がある。ただし、最後は「度宗享国十年 幼君嗣位未幾／大元一統南北天下尽掃附矣」と結んでいる。故宮本には、これに完全に対応する記事はないが、後集卷一・歴代帝王傳授正統之図の恭帝の項に「禪位于聖宋」とある。故宮本のこの箇所については、後段でも触れる。

図五 戊集卷六・服用起源・腰帯

「本朝加順折也」とあって、「本朝」の上は一字空けられている。故宮本（後集卷一〇・服飾類・服用原始）では、「至宋朝加順折也」と改められている。

図六 辛集卷八・島夷雜誌・三仏斉国、單馬令

「国朝屨入貢」（三仏斉国）、「国朝慶元二年（下略）」（單馬令）と、「国朝」が用いられている。故宮本（前集卷五・方国類・方国雜誌）では、「屨入貢中国」（三仏斉国）、「宋朝慶元二年（下略）」（單馬令）と、改められている。

この他に、上で宋朝的なものの例としてあげた、甲集卷一〇の宋朝関係記事のうち、「列聖紀年」では、各皇帝の年齢を「聖寿」と称しているが、これらも同種の例とすることができよう（図一）。

次に、改行や空格について挙げていく。

図七 丙集卷一・素王事実・宋朝褒崇

ここでは、宋朝の皇帝関係の語への空格が多数見られる。その一部を挙げると、各皇帝の名前や「聖旨」の前が空けられている他、「建隆三年賜 御製賛」（太祖）、「齋賜／太宗皇帝御製之書」（真宗）、「賜 御飛帛書」（仁宗）、「降 御祭文」（仁宗）などがある（スペースの関係で図版は一部分のみを掲げた）。故宮本（後集卷三・聖賢類）では、「歴代褒典」の一部となり、文章は変わっていないが、空格は無い。

図八 丙集卷二・伊学淵源

「以至于我有宋／聖祖受命」とある。この文章自体は、朱熹の「濂溪祠堂記」の引用であるから、「我有宋」という表現があるのは不思議ではないが、聖祖で改行がおこなわれている。故宮本（後集卷五・聖賢類）も同文であるが、改行されていない。

図九 丁集卷四・速成門・看經史子法

「宋朝自 太祖以至今日」と、空格がある。故宮本にはこの項に対応する記事はない。

図一〇 己集卷四・天師宗系

「詔赴 德寿宮」（第三二代、第三三代）、「初 皇子魏王」（第三三代）、「召赴 闕」（第三四代）、などが見られ、さらに各皇帝の名前の前も空けられている。その一方で、

記事は第三八代まで続き、元の成宗元貞年間に及んでいる。德寿宮は高宗の退位後の宮殿の名で、高宗を指す。故宮本（統集卷一・道教類・天師世系）では、これらの空格は、存在しない。

図一一 辛集卷八・烏夷雜誌・占城国

「建隆／元祐嘗入貢」と宋の年号で改行している。故宮本（前集卷五・方国類・方国雜誌）では、「宋朝建隆元祐間嘗入貢中国」と続けて書かれ、「今大元云々」と続く。

この他、上述の図二で改行が、また図三、図五、図七では、空格が用いられていることは、それぞれの箇所で見指しておいた。

さらに、ここまで明白なものではないが、歴代の制度などについて述べる際に、五代以前の皇帝については廟号で呼んでいるのに対し、宋の皇帝については、「太宗皇帝」という風に、廟号プラス「皇帝」の形式を用いていることが多い。例としては、甲集卷八・歴代門、丙集卷一・素王

事実(図七)などを挙げる事ができる。これも、それ以前の諸朝と宋朝との間が差別化されているという点で、宋朝への尊崇を示す表現の形式の一つと言えよう。

改めて言うまでもないことであるが、元朝支配下に、宋朝を、「我朝」、「国朝」、「本朝」と呼び、宋帝の年齢に「聖寿」の語を用いることは、通常は考えられないことである。また、改行(抬頭)や空格は、対象への敬意の表現であり、既に滅亡した王朝に対して使用されることは、不自然である。このように元朝支配下の出版物としては不自然な箇所が、和刻本には散見する。しかも、個々の例を紹介した項に書いたように、「歴代国都」(図二)、「歴代門」(図四)、「天師宗系」(図一〇)などにおいては、引き続き元代の記事があり、明らかに元朝時代になってから刻された(少なくとも補刻された)版木によるものなのである。ただし、書物全体として見れば、宋を「宋朝」と突き放して呼んでいる場合が多く、ここに挙げたのは、あくまでも例外的現象と言えなくもない。しかし、その一方で、これらの箇所は、その後の元刊本、すなわち、至順刊本、後至元刊本においては、すでに上の各項目で述べたとおり、修正がなされている。したがって、これらの表現に問題が

あるとの認識がこの時代に存在したと考えていいであろう。

そして、至順刊本、後至元刊本にも、同種の表現を残す箇所がまったく無いではない。それは、上で紹介した、故宮本後集卷一・帝系類・歴代帝王伝授正統之図の後周恭帝の箇所で、「禪位于聖宋」とある点である(図四b)。この箇所は、後至元刊本(丙集卷上・帝系類)も同じである(和刻本「甲集卷八・歴代門、図四a」では、「禪位我宋太祖」となっていることは上述した、洪武刊本では「大宋」となっている)。「宋的なもの」の払拭はいまだ完全なものとはなっていないからである。

では、これらの点を、どう考えればいいのか。話を泰定刊本に限定すると、次の三つの可能性が、想定できる。

- 一 元朝の出版法制において、このようなことは問題にされなかった。
- 二 泰定の刊記にあるように、部分的に版を改めただけで、全体としては南宋時代のものをそのまま用いた。
- 三 和刻本は全面的に泰定刊本を底本としたのではなく、南宋刊本を用いた箇所もある。

このうち、三については説明が必要であろう。これは、和刻本各巻の巻頭、巻尾の書名にばらつきが見られること、当然続きがあるべき記事が中統や至元で終わっていたりする箇所があること、などの点から、すべての巻が泰定本を底本にしていないのではないかと疑問があることからきているのだが、すでに述べたように、「我宋」などの表現がある箇所にも、元朝関係の記事が引き続いて書かれている場合があり、少なくともその部分については元朝になつてからの刊刻であることが確認できる。あるいは、図七の「宋朝褒崇」に続く「廟宅宏規」では、同じ葉でありながら、「御書」などの語に空格が無い、しかも徳祐で結んでいるので、やはり元になつてのものであろう。

また、二について言えば、明らかに倉卒の際に内容を元朝に適應させたと思われる箇所が、和刻本の中には存在する。例えば、甲集巻六・歴代門の歴代図は、最後に「周宋大元」と列挙するが、五代諸朝に比べてこの部分が無理な字詰めとなつていること(図一一二)、「宋朝世系門」の「世系図」では、度宗、広王、益王が系図から離れて横にかかれていてること、などの例を挙げることができるし(図一一三)、右で紹介した「至元萬萬年」の箇所の文字の表記も不自然

である(図一四)。このことは、泰定本そのものが合せ本の臚刻である可能性も視野に入れて考える必要がある。

さて、一と二は、事の経過の推定には違いがあるが、元朝治下でこのような表記を有する本が出版されたという点では、共通している。さらに、上記したように、至順刊本でも、宋朝を「聖宋」と表記した箇所が見出されている。こうした事実をどう考えるべきであろうか。

もう少し異なつた側面からこの問題を考えてみよう。壬集巻三・作神主式の神主の図では、神主の後面が「宋故某官某公諱某字某第幾神主」となっている(故宮本では「故某官某公云々」とある)。また、故宮本(前集巻一〇・家礼類)、北大本(乙集下・家礼類)の図では、神主前面の文字が「皇考某官封諡府君神主」となっている(和刻本では「頭高祖考云々」)。(以上図一五)たしかにこの図は程伊川の「神主説」の附図であり、「神主説」の本文中にも「宋故云々」の語があるから、その図示といえはそれまではないが、このように「宋」の文字を用いるのは、やはり不自然である。一方、故宮本、北大本に見える「皇考」の文字を、このような場合に用いることは、元朝の法制では禁じられていた(上記輪読における櫻井智美氏の指摘に

よる)。後者の問題については、故宮本別集卷三・刑法類・諸條画・諸色廻避に、次のような規定が見出される。

應諸人姓名、並合廻避古王周公孔子名諱。若同音及複名單名復犯者不在此限。諸人犯官稱及龍字。其書簡內不得用萬福等字、及銘旌牌上不許雕刊皇考妣字樣（以下略）

故宮本には欠字があると思われる、このままでは意味が取れない箇所もあるが、それはさておき、この「皇考皇妣」の使用の禁止に関しては、『元典章』卷三〇・礼部三・葬礼・祖先牌座事理に、「祖先牌座」への使用を禁じた、大徳四年の中書省の咨があり、実例を知ることができることから、まったくの空文ではなかったことが確認できる。なお、同じ規定中に見える「萬福」については、故宮本中にも前集卷一〇・家礼類・祖父母父母亡答人啓狀に使用例がある他、金氏の訳注が『新編事文類要啓筭青錢』での使用例を挙げて指摘するように、禁止は徹底していなかったようだ。

また、この規定には避諱についての規定も見えるが、これは出版法制を論ずるときに必ず取りあげられる問題なので、ここでも触れておきたい。上引の故宮本では、文字の

欠落があるのか、意味の通らない箇所がある。和刻本壬集卷一・至元雜令では、この箇所は

諸人姓名、与古王及周公孔子同者並合廻避。若同音及複名單犯、或單名復犯者、不在此限。進士人名祖犯孔子名、並合廻避。諸人不得犯官稱及龍字。其書簡內不得用萬福等字。（以下略）

となっており、「皇考妣」についての言及は無いが、名前の廻避については、より明瞭な規定となっている。

元朝における避諱に関する資料としては、表章における廟諱の廻避については、『元典章』卷二八・礼部一・進表に、科擧の試卷については、同卷三一・礼部四・科擧程式條目や『歷科三場文選』巻頭の「聖朝科擧進士程式」に、それぞれ規定が収録されている。しかし、これらは書物の出版にあたっての規定ではない。

以上述べてきた問題点について考えるには、元朝時代の出版にかかわる法制について知る必要があるが、元朝の出版法制についての既往の研究を知らない。宋代の出版法制については、仁井田陸氏に、『慶元條法事類』や『宋会要』を主たる資料としての宋代出版法についての概括的な研究があり、仁井田、長沢規矩也両氏の間には、避諱に関する

規定について議論の往復もある。¹⁰しかし、ここで述べているような王朝交代に関わる前朝への表現についての言及は、宋代に関しても知らない。

また、元朝の出版については、公的な事業としての出版という角度からの言及が、杉山正明、宮紀子などの諸氏によつておこなわれているが、和刻本『事林広記』の底本の場合のように前朝にかかわる内容の整理がおこなわれていない書物は、公的なものとは考えにくい。この時代の民間出版物に対する法的規制がどの程度徹底されていたのか、といった視点からの研究は、筆者の知る限りではいまだ存在しないようなので、他の事例について参照するすべを持たないが、少なくとも和刻本から見ると限りでは、元朝のこの種の出版物に関するチェックは、緩やかなものであったと考えていいのではないだろうか。

異民族の中国支配と漢民族の出版文化と言えば、すぐに清朝の「文字の獄」が連想されるが、この事例から見ると、元朝の場合はかなり様相が異なっているのである。出版に限らず、元朝の江南支配については、それが社会の末端にまでどの程度に徹底していたのかということを明らかにする必要があると、筆者は考えている。『事林広記』に

おける、ここで取りあげてきたような事例の存在や、その他の「南宋的なもの」の残存は、この問題の解明への一つの手がかりになると思われる。

陳垣は、『史諱举例』において、もともと元代の避諱はゆるやかであったとして実例を挙げ、『元典章』所収の延祐以降の避諱についての規定について、「これは、延祐の科挙設置以後に、宋金人の為したことである」と言う。また、「元初の諸帝は漢文を習わなかつた、どうして諱を忌むことを知ろうか」とも言っている（いずれも「第八〇・元諱例」）。たしかに、漢民族の側からの問題提起がなければ、このようなことを問題にすることもなからう。とすれば、故宮本の成立した至順年間になれば、漢民族の中に、宋を「我朝」とせずに、宋朝と呼ぶように意識が変わってきたことを反映するのかもしれない。泰定二年から至順年間までは数年しか隔たつてはいないが、和刻本がすべて泰定本から来ているものかどうかはわからず、より古い形を残す可能性がある以上、こうした考え方が成立する可能性はある。

いずれにせよ、元朝初期には意識の上で宋への想いが残っていたことが、このような「宋的なもの」を残した書物

を流通させたのであろう。しかし、その背景には、そうした要素を持った書物の流通を可能にする、元朝側の法的な規制の緩やかさがあったと考えるのが妥当ではなからうか。もちろん、こうした本がそもそも法的規制の外にあるものであるという捉え方もできる。

以上に挙げてきた事例は微細な差異であり、筆者の見落とししたものがあると思う。『事林広記』全体についてさらに精査がおこなわれ、どのような表記が和刻本に残されているかを調査することによって、問題の所在はより明らかになるかと考えている。また、王朝交替における出版者側の対応、さらに政権側の施策という問題は、『事林広記』においては、元刊本だけに存在するのではない。書陵部本は、北大本と同文の後至元の刊記を有し、しかもそのひび割れが一致することから、北大本と同一の後至元刊本としてよいものであるが、何ヶ所かで、「大元」の二字が削られているため、この本が印刷されたのは明代になってからではないかと考えられる。例えば、戊集官制門の冒頭にある「大元官制」の見出しの「大元」が消えているのであるが、数葉後の「皇元朝儀之図」の「皇元」はそのままだし、本文中では、大元の語や、改行、空格は維持され

ている。この点についても、明刊本『事林広記』との記事の比較や、明代の法制面からの検討が必要であるが、『事林広記』明刊本についての研究はほとんどなされておらず、今後を期したい。『事林広記』は、少なくとも元の泰定、おそらくはそれ以前から、現存が確認できる最後の刊本が現存する明の嘉靖年間まで、三百年という長期にわたって出版されつづけた書物であり、時代の変化と出版物の関係を見ていくのに適した材料であると言え、多方面からのアプローチが可能である。また、元の記事が明刊本に残存している事例としては、『新編事文類聚翰墨全書』が、明の正統や正徳の刊本においても元朝の科挙に関する規定をそのまま残しているといったように、『事林広記』以外の書物にも見出すことができる。同様な条件の他の書物についての実物調査による事例の積み重ねによって解明する必要があると考えている。

本論文は、森田が代表者である科学研究費特定領域研究「東アジアの出版文化」計画研究「中国近世の知識人社会と出版文化」とくに科挙関係資料と類書を中心に」の成果の一部である。二〇〇二年一月一五日に

大谷大学でおこなわれた、特定研究D班G班共催シンポジウム「モンゴルの出版文化」において発表した内容をもとにして執筆した（当日の発表については、予稿集を参照）。また、文中で挙げた事例の中には、京都大学人文科学研究所共同研究班「元代の社会と文化」（班長金文京氏）における輪読の中で諸氏が指摘された点に拠るものも含まれる。シンポジウムおよび研究班に参加され、いろいろお教えをたまわった諸氏に、お礼申し上げたい。

註

(1) 甲集巻一〇・宋朝世系門には、次の記事が収められている。

宋朝世系図

族派字詩

列聖紀年

皇帝御室

ここでは、その例として、図一に「列聖紀年」の部分掲げておく。また、「世系図」は、顯帝に遡り、宗室諸派にわたる詳細なものであり、度宗、広王、益王については、横に書き加えられていることは、図一三を参照。

(2) 後述するように、和刻本の底本には、合せ本の可能性がある。しかし、和刻本は、文字、形式が全体としてほぼ統一

されており、その点から見ると、底本への忠実度の判断については、保留が必要かもしれない。

(3) 家蔵本の書末の刊記は次のとおり

元禄十二姑洗月 京極通五條上ル町／中野五郎左兵門／同松原下ル町／山岡市兵衛板行

ただし、この刊記については、出版者の部分に何種類かあることについては、長沢規矩也氏が『和刻本漢籍類書集成』巻一所収の和刻本に付された解題で指摘されている。たとえば、中華書局影印本では、「京極通五條上ル町／今井七郎兵衛／同松原下ル町／中野五郎左衛門」となっている。

(4) 厳密に言えば、この年代比定は問題無しとしないことについては、森田九三aを参照のこと。

(5) 詳しくは、森田九三bを参照していただきたいが、例えば、甲集巻九「正統門」の歴代の元号は「今上皇帝／中統五年至元萬萬年」で終えられている。（図一三）

(6) 「宋朝褒崇」の記事が、紹興一四年の太学行幸で終わって、以後の南宋関係の記事が無いのも奇異な感じがする。あるいは、元になつての改訂の際に、スペースを確保するために南宋の記事を削つたのかもしれない。

(7) ただし、このことは、和刻本の底本が複数である可能性を否定するものではない。『事林広記』が室町時代から日本に伝来していたことは文献的に確認できる。『事林広記』の日本への伝来は興味深い問題であるが、これについては、さらなる調査や、古辞書における『事林広記』の引用につい

ての国語学分野における研究の参照が必要となるので、別の機会としたい（追補参照）。さらに、和刻本の底本とされる「泰定本」そのものが合せ本であった可能性も考えておく必要がある。

(8) 以下、この規定に関しては、金文京編「事林広記」刑法類・公理類訳注（『東方学報』京都七四 二〇〇二）に拠った。

(9) 元朝時代の文字の使用に関する規定としては、表章、試巻での「悪字」の使用の禁止もあるが（例えば「元典章」巻二八・礼部一・表章廻避字様参照）、ここでは直接関係しないので触れない。

(10) 仁井田陞「慶元條法事類と宋代の出版法」（『書誌学』四一五、一九三五、後）、中国法制史研究 法と慣習・法と道德（所収）、同「宋会要と宋代の出版法」（『書誌学』一〇一五、一九三八、後）、中国法制史研究 法と慣習・法と道德（所収）、では、宋代の出版法規について、出版禁止の対象、出版審査、出版者保護規定、避諱などに分けて論じている。また、長沢規矩也「宋刊本の闕本について仁井田博士の教を乞ふ」（『書誌学』一〇一一、一九三八）がある。

(11) 杉山、宮岡氏をはじめとして、元朝における出版をめぐる研究は、近年新しい展開を見せつつある。こうした研究状況に関しては、櫻井智美氏が「日本における最近の元代史研究—文化政策をめぐる研究を中心に」（中国史学一二二 二〇〇二）において、整理、紹介されているので、参照して

いただきたい。

(12) 元代の出版について概述したものとして、李致忠氏の『歷代刻書考述』（巴蜀書社 一九九〇）があり、出版禁令についての項もあるが、こうした問題については触れられていない。

(13) 刊記は「至元庚辰良月鄭氏積誠堂刊」。「至元庚辰」は、後至元六年（一三四〇）。

(14) 科挙に関する規定は、米沢市立図書館所蔵元泰定刊本では庚集に収められているが、『四庫全書存目叢書』本（底本は明初刊本とする）や、京都大学附属図書館近衛文庫所蔵正統丙寅翠巖精舎本、内閣文庫所蔵正徳元年王氏善敬書堂刊本などの明刊本も、いずれも辛集巻九に同内容の記事を載せている。その他、元明文獻中の元朝科挙関係資料については、森田「元朝の科挙資料について」（『東方学報』京都七三 二〇〇二）を参照されたい。

附一 「事林広記」に関する筆者の既発表論文

関于日本現存「事林広記」諸本

鄧広銘・漆俠編『国際宋史研究會論文選集』（河北大学出版社）

社）一九九二

『事林広記』の諸本について 国内所蔵の諸本を中心に

『宋代の知識人』（宋代史研究会研究報告四、汲古書院）一

九九三 a

和刻本「事林廣記」について

聯合報文化基金会国文学文献館編『第六届中国域外漢籍国際学

術會議論文集』（台北 聯経出版社）一九九三 b

事林広記 経書から生活の知恵まで

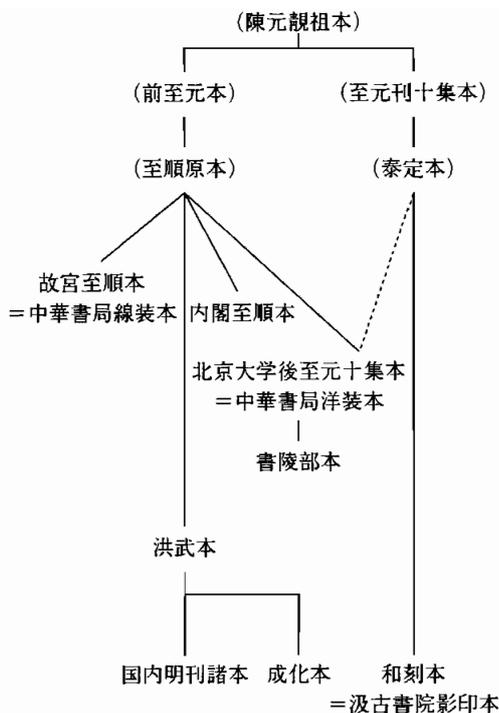
『月刊しにか』一九九八年三月号 一九九八

関于日本現存「事林広記」諸本

『事林広記』（中華書局）付録一一一九九九

※一九九二年論文の改訂版

附二 事林広記諸本関係表



() 内は現存しない本

附三 現存「事林広記」諸本表

事林広記の諸本については、これまででも何回カリストを作成し、発表してきたが、この間に、わずかながら新たな知見をえたので、それを加えて改定したものをここに附載することにした。本表の作成に当っては、金文京氏をはじめとする諸氏からの情報提供に負うところが大きい。記して感謝申し上げる。なお、以下の書名は、巻一巻頭のものによる（巻によって異なる場合がある）。

A 元刊本

a 至順刊本

内閣文庫蔵本 四集五〇巻（續集卷五―九闕）〔内容から至順中（二二三〇―二三二）刊本と推定〕

書名 新編纂圖増類群書類要事林廣記

刊記 事林一書資於博物洽聞之士尚矣道散天下事無不該物无不貫其紀載容有能尽之者乎是編增新補舊視它本特加詳焉取書 君子／辛鑿 西園精舍 咨

*ただし、この木記は、切取、貼込まれたもの

故宮博物院蔵本 四集四二巻〔内容から至順中刊本と推定〕

書名 新編纂圖増類群書類要事林廣記

刊記 内閣文庫本と同文、ただし、文末は「椿莊書院謹咨」となっていて、内閣文庫本と異なっている。

*影印本 北京 中華書局（一九六三）〔香港某社、京都中文出版社（一九八八）の再影印本あり〕

b 後至元刊本

北京大學図書館蔵至元庚辰（六／一三四〇）刊本 一〇集二〇巻

*『中国古籍善本書目 子部下』、『北京大學図書館蔵善本書録』、『北京大學図書館蔵李氏書目』著録、李盛鐸木犀軒旧蔵書

書名 纂圖増新群書類要事林廣記

刊記 至元庚辰良月鄭氏積誠堂刊

部分的に書陵部本と差異あり（こくわずか）

*影印本 北京 中華書局（一九九九）

宮内庁書陵部蔵至元庚辰（六／一三四〇）刊本 一〇集二〇巻

書名 纂圖増新群書類要事林廣記

刊記 至元庚辰良月鄭氏積誠堂刊

部分的に改修の痕跡（大元）の削除があり、元刊明修か

佐賀県武雄市教育委員会蔵零本（甲乙集）〔未見〕

高山節也「佐賀鍋島諸文庫蔵漢籍元版について」（汲古）九

一九八六）によれば、書陵部本と同版

B 明刊本

a 洪武刊本

慶應大學図書館蔵洪武壬申（二五／一三九二）刊本 六集三五巻

書名 新編纂圖増類群書類要事林廣記

刊記 洪武壬申梅溪書院重刊

*東洋文庫本と同版か。田中萃一郎旧蔵。

東洋文庫蔵本 五集二九卷

書名 新編纂圖增類群書類要事林廣記〔新集〕(一) 関)

刊記なし

*慶應大学本と同版か。葉德輝旧蔵。

b 永樂刊本

靜嘉堂文庫蔵永樂戊戌(一六/一四一八) 刊本 六集一二卷

書名 新編纂圖增類群書類要事林廣記

刊記 永樂戊戌孟春翠巖精舍新刊(前集目錄後)、吳氏玉融

書堂刊(外集末)

*「儀顧堂續跋」・「詔宋樓蔵書志」著録本、毛氏汲古閣旧蔵

南京図書館蔵本〔未見〕、「明代版刻綜録」による]

傳增湘旧蔵本〔未見〕

「雙鑑樓善本書目」卷三「纂圖增類群書類要事林廣記」六集一

二卷(永樂刊本)

「藏園訂補郎亭知見伝本書目」に「補、余蔵」とある。

c 成化刊本

国家図書館蔵成化一四年(一四七八) 鍾景清增補劉廷賓等刊本

四集四〇卷

書名 新編纂圖增類群書類要事林廣記

刊記 卷頭に成化一四年福建布政司左參政李昂の序文あり

*和刻本影印本の解題(長沢規矩也 一九七六)が、故宮に

明成化一四年(一四七八)福建刊四〇卷本ありとするのは、
これか。

*別集卷六至卷一〇の内題は「新編纂圖尺牘筌蹄事林廣記」
となっており、他本にない内容を含む。また、他の明刊本

にある項目がこの本では欠けていたり、「家札」類の明代
札制については、洪武刊本と同内容で、永樂以後の明刊本
とは異なるなど、独自の構成、内容を持つ。

南京図書館蔵本〔未見〕、「明代版刻綜録」による]

新編纂圖增類群書類要事林廣記四〇卷 成化一四年(一四七八)

建陽書林劉廷賓刊

英国ケンブリッジ大学図書館蔵成化一四年(一四七八) 福建刊四

〇卷本(一九六三年影印本胡道靜前言に言及)

d 弘治刊本

米澤市立図書館蔵弘治壬子(五/一四九二) 刊本 六集一二卷

「外集上冊は鈔配、和刻本によるか」

書名 纂圖增類群書類要事林廣記

刊記 弘治壬子孟冬吉日詹氏進德精舍新刊

*調査は焼付写真によった

内閣文庫蔵丙辰(九/一四九六) 刊本 六集一二卷

書名 纂圖增類群書類要事林廣記

刊記 弘治丙辰孟冬吉日詹氏進德精舍新刊

* 『明代版刻綜録』に弘治九年刊本あり〔所藏者不明〕

g 嘉靖刊本

『明代版刻綜録』所載嘉靖二〇年（一五四一）餘氏敬賢堂刊「新刊纂圖大字群書類要事林廣記」〔所藏者不明〕

『中国古籍善本書目 子部下』（上海古籍出版社 一九九六）所載

遼寧圖書館所藏嘉靖二〇年（一五四一）餘氏敬賢堂刊「新刊纂

圖大字群書類要事林廣記」存卷五卷（後集卷二、統集卷三、別集卷四、外集卷六、新集卷五）

f 其他明刊本

尊經閣文庫藏明刊本 六集一二卷

書名 纂圖增新群書類要事林廣記

刊記なし

* 『尊經閣文庫漢籍分類目録』（一九三四）は元刊本とするも、明らかに明刊本

* 東洋文庫所藏焼付写真により調査

山東省図書館蔵本〔未見〕

* 『中国古籍善本書目 子部下』に「纂圖增新群書類要事林

廣記」（前集一卷、後集二卷）明初刻本とあるが、ここに仮に附す。二〇〇一年の金文京氏の調査によれば、「前集

上下巻、後集上下巻、刊記無し」とのことである。

東京大学東洋文化研究所大木文庫蔵零本（別集卷四のみ）

書名 新刊纂圖群書類要事林廣記

* 別集卷四とある以上、六集一二巻本ではないことは確かであるが、零本であることもあって、十分な検討ができていない。

g 北京図書館編「北京図書館古籍善本書目」所載明鈔本

纂圖增新群書類要事林廣記 外集二巻別集二巻

纂圖類聚天下至寶全補事林廣記「卷一一 聖賢類」

* 『中国古籍善本書目 子部下』に二冊とも著録されている。

北京図書館がこれらの本を明代のものと判定した根拠は不明。一九九一年に北京滞在中の友人に依頼して現物を閲覧

してもらった報告によれば、前者は、我国にも多い六集一二巻本の系統の本であると思われる。また、後者は、巻一のみの零本で、内容は「聖賢類」であるということであるが、他に例のない書名であり、また、「聖賢類」が巻一の本は他になく、版本の系統は見当がつかない。

h 書目類所載

明周弘祖撰「古今書刻」上編臨江府所載臨江府刻本

明趙琦美撰「脈望館書目」子類三所載本二種

前後統別新外共六集八本

新外二集一本

清丁日昌撰「持靜齋書目」卷三所載「群書事林廣記」前集卷之一、後集卷之二（宋刊本）

羅振常撰「善本書所見録」卷三所載「新編纂圖增類詳書類要事
林廣記」四〇卷（明刊黒口本）

C 和刻本

一〇集九四卷

書名 新編詳書類要事林廣記

刊記 此書因印匠漏失版面已致有誤 君子今再命工修補外新

増添六十餘面以廣其傳収書 君子幸垂鑒焉／泰定乙丑仲

冬増補（二／一三二五）

元禄一二年（二六九九）京都今井七郎兵衛、中野五郎左衛門刊

影印本 『和刻本類書集成』第一卷（汲古書院一九七六）、

上海古籍出版社影印本、中華書局影印本（一九九九）。

また、篠田統他編『中国食経叢書』（一九七二）上巻に

も、癸集巻一―五のみ影印されている。

追補

本稿校正中に、磯部彰氏が金沢市立図書館所蔵の元刊本と考えられる『事林広記』零本を紹介されていることを知った（「加陽所見宋元版・旧鈔本・古活字本提要」『富山大学人文学部紀要』九一九八五）。同氏の報告によれば、同書は丁集上下巻の零本で、内容は、北京大・宮内庁書陵部所蔵の後至元刊本の丁集と同じく三教の部分であるが、あきらかに同一版本ではないとのことである。したがって、これまで知られていなかった『事林広記』の版本である。同氏の報告には、国内の『事林広記』諸本につい

ても若干の言及があり、先行研究として論文中で取り上げるべきものでありながら、見落としていた。不明をお詫びする。なお、この本については、井上進氏も『旧書筆記（五）―金沢の漢籍』（『颯風』三六 二〇〇二）において紹介されている。

また、『事林広記』の日本への伝来の時期について、二〇〇二年秋に京都大学総合博物館で開催された展示会「学びの世界―中国と日本」の図録（京都大学附属図書館編集発行）の和刻本事林広記の項において、井上充幸氏は、国会図書館蔵五山版『歴代帝王紹運図』に『事林広記』への言及のあることを紹介し、「登場後あまり時をおかず日本にも舶載され、主に五山の学僧たちによって盛んに研究・利用された」と述べられている。なお、『李朝実録』には、成宗一六年（一四八五）に大内氏からの使節が求めた書物として、『事林広記』の名が見えることから、『事林広記』の伝来に関して、朝鮮を経由しての伝来や朝鮮本の存在の可能性も、考慮に入れておく必要がある。

華談曰中國衣服自北齊已來全用胡服穿袖緋緣高正觀時猶亦開元之後稍變博矣通典曰宇文護始制加下襪遂為後制即合公服也

手板

唐書曰笏周制也周禮諸侯象大夫魚須文竹晉宋以來謂之手板魏以後五品以上用象牙武德四年詔五品以上象牙六品以下竹木笏

腰帶

實錄曰自古有鞶帶及挿垂頭鞶二世始名要帶唐高宗令向下挿垂頭取順下之義名銳尾開元後帶鈎尚穿帶木為孔木朝加順折也

魚袋

實錄曰三代以韋為之謂之韋袋魏易之為龜唐高祖給隨身魚三品以上其飾金五品以上其飾銀故名魚袋賜紫給金魚賜緋

六事於唐制卷之五

○年二

圖 5 b

圖 5 a

泗今向下挿垂頭取順下之義名銳尾開元後帶鈎尚穿帶木為孔木朝加順折也
唐書曰笏周制也周禮諸侯象大夫魚須文竹晉宋以來謂之手板魏以後五品以上用象牙武德四年詔五品以上用象牙六品以下用竹木笏
唐書曰自古有鞶帶及挿垂頭鞶二世始名要帶唐高宗令向下挿垂頭取順下之義名銳尾開元後帶鈎尚穿帶木為孔木朝加順折也
實錄曰三代以韋為之謂之韋袋魏易之為龜唐高祖給隨身魚三品以上其飾金五品以上其飾銀故名魚袋賜紫給金魚賜緋

金別費身取全贖

三佛齊國

三佛齊自廣州發紅取正南去冬日乘北風半月連夜至浸牙門五日方入三佛齊國以木作柵為城別無產物國人俱姓蒲習水陸戰臨敵死官共服藥刀箭皆不能傷以此勸於諸國前後尋國王先用金鑄形賞以代其軀運一室以至為器血供奉甚嚴其金像器皿各鑄以示後人勿毀代代如此近世有一王見所積金等頗多切之則罪至死儲之則不敢開蓋之瘞至大海沉之信傳其國地面忽然穴出生牛數方人取食之後用竹木塞其穴乃絕

國朝屢入貢

單馬令

單馬令唐紅自真臘風帆十晝夜方到其國元王有地主國朝虔元二年進金三埕金象一柄

六事於唐制卷之六

○年八

圖 6 b

圖 6 a

牙門五日方入三佛齊國以木作柵為城別無產物國人俱姓蒲習水陸戰臨敵死官共服藥刀箭皆不能傷以此勸於諸國前後尋國王先用金鑄形賞以代其軀運一室以至為器血供奉甚嚴其金像器皿各鑄以示後人勿毀代代如此近世有一王見所積金等頗多切之則罪至死儲之則不敢開蓋之瘞至大海沉之信傳其國地面忽然穴出生牛數方人取食之後用竹木塞其穴乃絕屢入貢於中國唐元二年進金三埕金象一柄

弟子于闕里

後魏顯祖皇興二年以青徐既平遣中書令兼太常高允以太宰祀孔子

北齊顯祖武定八年下營郡以時治修廟宇詳復祭秩使年錄備禮欽識

唐高宗乾封元年封禪還京途經曲阜親幸祠廟遣使以太宰致祭孔子

唐明皇開元十三年封禪迴幸孔子宅遺詔以太宰祭其墓役給近墓五戶令天下州縣立廟賜百戶充春秋享奠以廣本廟

宋朝雍宗

太祖皇帝建隆三年賜御製贊曰王澤下集文武將靈尼父挺生河海標異祖述堯舜有德無位哲人其美心焉不至

圖 7 a

十一弟子。章帝元初二年幸魯祀孔子及賜彤弓男女金帛。孝安元初五年過魯祀孔子及七十二弟子。四。武帝太始二年詔魯國四時三牲以祀孔子及七十二弟子。顯祖皇興二年遣中書令兼太常高允以太宰祀孔子。明。顯祖武定八年下營郡以時治修廟宇詳復祭秩使年錄備禮欽識。高宗乾封元年遣使以太宰祭孔子。玄宗開元十三年幸孔子宅遣使以太宰祭其墓復給近墓五戶令天下州縣立廟賜百戶充春秋享奠因廣太廟。太祖建隆三年賜御製贊曰王澤下集文武將靈尼父挺生河海標異祖述堯舜有德無位哲人其美風焉不至。太宗朝因孔子四十四代孫孔宜入觀顯祖禮次歷世數具以實對。上謂左右曰家山有如此者報特過孔氏四十四代孫贊善大夫蔡封宜。太宗太平興國二年詔兗州家祖蔡先皇歷代以聖

圖 7 b

伊尹湖源

薛文公原道曰道之大原出于天若以是傳之舜禹以是傳之禹禹以是傳之湯湯以是傳之文武周公文武周公傳之孔子孔子傳之孟軻軻之死不得其傳焉。朱文公濂溪先生書堂記曰自周衰孟軻氏沒而此道之傳不屬更家及漢歷晉隋唐以至于我

有宋。聖祖受命五星集奎清明之氣得以全位乎人而濂溪先生出焉不執師傳默契道跡當時見而知之有程氏者廣大而推明之使夫天理人倫事物鬼神莫不同然畢貫于一而周公孔子孟氏之傳燦然復明於當世矣

至五代止於齊治通鑑中熟記其大畧矣然治亂之大辨謀議之得失人才之高下則當記之餘則可略也大概要自黃帝而下至五代之末其治亂不可不究。宋朝自太祖以至今日在位之至其年

號之名歷年之數及發治之帥皆不可不知須用編錄。

又看史書法

先師史記次節西漢次節唐書次節東漢先著人君在位之久近宰相之賢否是治之得失餘則著其人一節之大節若其人名位類可以出論題則詳著其尾及得失皆記之。要作義論若其人數則記其大節一二事不

讀書作文法

筆下為義理而來義理自語孟經書而得未開治經治法若尚書語孟不可不曉蓋語孟之眼文字尚書乃必得得夫不通此三者不成于入矣自八歲至記謂釋字七歲後學說義則八歲說詞論語九歲說詩十五十歲說禮尚書春秋禮記詩詞次說義理義理既

既

既

既

既

既

既

圖 8

圖 9

時修字朝英亦三十六代之後純資厚德者表於東盛靜冲遂
惟龍祖教年六十一解化於龍虎山之故居

第三十二代

守真朝英長子也 高宗紹興中賜號正應先生乾道六年十
月十三日詔赴 德壽宮館于善慶庄越三日引見賜坐咨訪
道法甚款十九日 孝宗及見賜坐越舟退就館寵尊存至逾
月 高宗命就臘月臺祈禱有異應越明年 高宗復召訪當
賜金鏡諾品室錄命就延祥觀傳度說詔以板橋山及賜英簡
憑靈初手書陰符經以異之 編後常云得兄虛靜先生書有蜀
川之約忽一日无疾羽化

第三十三代

景淵 守真長子也本名伯璟乾道中侍守真赴 德壽宮至
高宗御筆更賜名 繼見 南內宣演道法甚蒙加約越月
孝宗併賜寶簡以歸後龍祖教初 皇子魏王鎮明州以玉璫

六事林廣記卷六

字四

圖10 b

圖10 a

新編華林廣記卷八
烏奕雜誌 此字實廣船官子

占城國

占城國在海西南自廣州發船至該省惟占城為近順風八日可
達國人多姓廣船到其國即差著官惜魚皮為策書白字抄物
教監盤上岸十取其二外聽交易如有隱漏籍沒入官若民入山
為虎所噬或舟行被鱗魚之厄其家指其狀詣王 命國師作法
誦死者得救民死所流屍即自投赴請命殺之若有欺詐誣害之
訟官不能明令競王過鱗魚潭其負理者鱗魚即出食之理直者
雖過十餘次鱗魚自避去

元祐間嘗入貢

實靈龍

實靈龍占城據城運入作地主出即騎象或馬打紅徽從者百
餘人

六事林廣記卷六

字四

圖11 b

圖11 a

方國類

按廣輿記本

新編華林廣記卷五
方國雜誌
占城國在海西南自廣州發船至該省惟占城為近順風八日
可達國人多姓廣船到其國即差著官惜魚皮為策書白
字抄物教監盤上岸十取其二外聽交易如有隱漏籍沒入
官若民入山為虎所噬或舟行被鱗魚之厄其家指其狀詣
王命國師作法誦死者得救民死所流屍即自投赴請命
殺之若有欺詐誣害之訟官不能明令競王過鱗魚潭其負
理者魚即出食之理直者雖過十餘次鱗魚自避去宋朝廷
隆元祐間嘗入貢中國今
大元世有四海諸蕃悉皆歸附矣
占城國占城占城運入作地主出即騎象或馬打紅徽從者百



図15 b

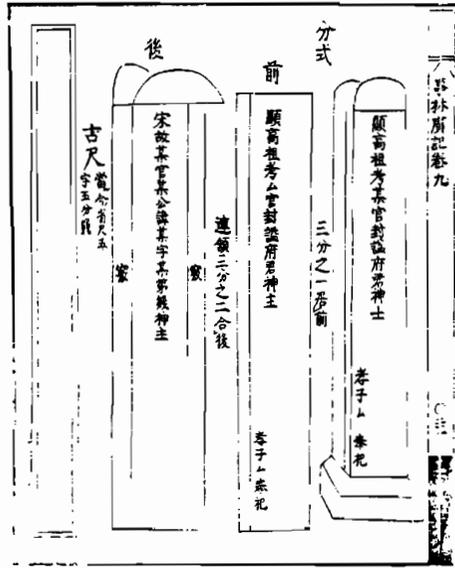


図15 a